

## 令和6年度 第6回千葉県環境影響評価委員会 会議録

### 1 日 時

令和6年9月27日（金） 午後1時30分から午後3時40分まで

### 2 場 所

Web会議形式

### 3 出席者

委員：菊地委員長、齋藤副委員長、  
井上委員、大瀧委員、近藤委員、高橋委員、八田委員、水田委員、  
本間委員（9名）

事務局：環境生活部 庄山次長、市原環境対策監、  
環境政策課 二川課長、三田副課長、大島班長、丸山主査、  
小谷野副主査

傍聴人：1名

### 4 議 題

- (1) (仮称) 株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書について（審議）
- (2) (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書について（審議）
- (3) その他

### 5 結果概要

- (1) (仮称) 株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書について（審議）  
事務局及び事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (2) (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書について（審議）  
事務局及び事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (3) その他  
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 - 1 (仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1 - 2 (仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 2 - 1 (仮称)東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 - 2 (仮称)東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書 事業者説明資料

## 別紙 審議等の詳細

### 議題（１）（仮称）株式会社T & Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書について（審議）

○事務局より資料1－1について説明。

質疑なし。

○事業者より資料1－2について説明。

（委員）

排ガス中の硫黄酸化物の処理方式は消石灰噴霧となっているが、除去率の点で脱硫装置等の必要はないのか。

（事業者）

乾式排ガス処理設備での除去率は、80％程度であり、実績から出口での自主基準値55ppmを達成できる計画である。

（委員）

温室効果ガスの計算について、資料1－2別紙の表18－10－5に記載されている活動量そのものが誤っており、その結果、温室効果ガスの排出量が大幅に増加するよう修正しているということで間違いないか。

（事業者）

間違いない。活動量の設定において、数式に誤りがあり、過小に評価されていたことが判明したため、修正したものである。

(委員)

準備書 8-75 ページについて、方法書の時と比較して、塩化水素の煙源の排出濃度を 122 ppm から 75 ppm に変更しているが、指針値を超過することが判明したため下げることとしたという記載が気になっている。

方法書の時に、排出濃度を 122 ppm にした理由を確認したい。

(事業者)

大気汚染防止法の基準値が 430 ppm であることを踏まえて、これまでの実績等から、事業者としての自主基準値を 122 ppm と設定した。

基準を満足するだけでなく、影響の回避、低減による評価も行っているので、評価書の作成にあたっては、誤解のない表現となるよう検討したい。

(委員)

環境保全措置の中で、局所的に発生した臭気については、集じん装置や活性炭脱臭装置等で適切に処理した上で外部へ排出するとあるが、局所的に発生する臭気とは、動物の死体等を保管する際の臭気などを想定しているのか。

(事業者)

臭気については、基本的には廃棄物ピットから主に発生し、こちらの空気を吸引して焼却炉の燃焼空気として、炉内に吹き込む計画である。

局所的に発生する臭気として該当するものが考えられないため、評価書において文章の訂正を検討する。

議題（２）（仮称）東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書について（審議）

○事務局より資料２－１について説明。

質疑なし。

○事業者より資料２－２について説明。

（委員）

環境影響評価の項目の説明において、砒素や天然ガスがあるところでもあるので、選定する活動要素から「地下水の採取」をやめた理由を教えてください。

（事業者）

事業実施区域内で深さ１００mの深井戸を掘って、揚水試験等を行ったところ、揚水量や水質が利用できる水準に達しなかったことから、地下水の採取を諦めた。

（委員）

メタンガスについて、簡易的な測定について話があったが、工事中も含めてどのようなタイミングで測定するのか。

（事業者）

工事中に関しては、毎日始業前にメタンの濃度を簡易検知器で測定を行ってから、労働安全規則に定める濃度以下になっていることを確認して作業開始することとしている。

供用後に関しては、施設上での対策を図り、特にアセスの中では測定することにはしていないが、工事の状況を見ながら必要に応じてガスの検知器等の導入を検討していく。

（委員）

ガス抜き管が敷地内に何カ所か設置されるということか。

(事業者)

基本的には建物の下からガスが出てくるので、現時点ではそこへガス抜き管を設けることを想定している。

(委員)

砒素の溶出量が超過したということについて、含有量は超過していないのか。

(事業者)

含有量については超過しておらず、溶出量のみである。

(委員)

それはなぜか。

(事業者)

準備書 7. 2. 9 - 8 ~ 9 ページに自然由来の汚染調査等の結果を示しており、含有量基準は、土壤環境基準として  $150 \text{ mg/kg}$  だが、特に砒素が出てきたのが、事業実施区域の南端・北端のところでそれぞれ 3 から 13 ということで、基準値内には収まっていた。どちらかというところ、表層で検出された。溶出量に関しては、基準を若干超えたくらいで 2 倍未満という結果だった。

土壤調査では、含有量では基準超過していないが、溶出量では基準超過することは比較があるので、それほど不思議ではないと考える。

(委員)

土壤含有量では検出せずとなっているにもかかわらず、溶出量では出てくるので、それが引っかかっている。よくあると言われても、不思議だなと思っている。どう考えているか。

(事業者)

定量下限値未満もあれば、検出されている地層もある。溶出量で検出されているということについては、地下水で洗い出されるような形もある。

(委員)

土壌の試験をしているのだから、流れてきたものの中に砒素が入っているというのは何かちょっとおかしいと思う。

(委員)

新施設はエネルギー回収型で、余熱を利用して高効率発電をする計画という説明であるが、ごみの減量化が現状目標を達成してないことについて方法書に対する知事意見で指摘されている。減量化が確実に図られるということを見越しているのか。

次に、使用済みの紙おむつの処理について、令和2年に環境省からガイドラインが出ている。紙おむつの占める割合は、現在、全体の4～5%程度のところ、2030年で7～8%程度に増加する傾向だという指摘がある。環境省としては、ガイドラインベースではあるが、使用済みの紙おむつについては、適切に分別して再生利用等を図るというような方向性が示されている。

ちょうどこの施設が竣工する頃のこととなるので、国の方針等を踏まえて、現状どのように考えているか意見を伺いたい。

(事業者)

まず1問目について、準備書6-2ページに見解をまとめている。令和5年3月にごみ処理基本計画を改定しており、その中で1人当たりのごみの排出量を削減し、目標値との乖離を少なくしていく。具体的には、現在可燃物として処理している剪定枝、古紙類、プラスチック製品廃棄物等の資源物の分別徹底、水切り等の徹底などによる生ごみ量削減、食品ロス対策による排出抑制等の施策を構成市町で進め、ごみの焼却量の削減を努めていきたいという考え方を示している。

紙おむつに関しては、今後の検討事項となっており、現状ではどの程度変わっていくのか示せる根拠は、持ち合わせてはない。

(委員)

今後の検討というのは、前向きに捉えてよいのか。

(事業者)

前向きに捉えていただいで構わない。

(委員)

減量化は、どの地方公共団体も頭を悩ませて実施していると把握している。人口の変動の傾向も踏まえて、まちづくりの一部として環境政策を御検討いただければありがたい。

(委員)

資料2-2 64ページ等に、仮設沈砂池の堆砂は除去するということについて、堆砂はどのように処理されるのか。

(事業者)

天日干しして場内で再利用ができればそのまま使用する。砒素の溶出が考えられるので、できるだけ場外への持ち出しはしないよう努めていきたい。

(委員)

発生した土壌は外に出さないという中に、沈砂池の堆砂を除去したのも含まれるという理解でよいか。

(事業者)

はい。

(委員)

場合によって中和処理等を行うということで、薬品を注入して沈殿させたものも入ってくると思うが、それに関しても同様の処置をするということか。

(事業者)

コンクリート等の工事によって入ってくるアルカリ排水の中和処理で、そうした場合には、産廃処理で汚泥として排出することを考えている。



(委員)

資料2-2 112ページのメタンガスの、レーザーメタン計で測った濃度ppm・mは、どういう形で、観測しているのか。

(事業者)

各地点において、360°回るような形で測定を行って、その時の最高値を記録している。

(委員)

カラム量なので、レーザーメタン計の向け方、光のパスで濃度が変わってしまうが、それは考慮して、常に同じ条件で測っているということによいか。

(事業者)

できるだけ同じ条件で測るようにしているが、この場所に関していうと、樹木が生い茂っていたり、草の丈が長いところがあり、一部レーザー光が届きにくい場所があったのは事実である。

(委員)

おそらくそういった状況で、濃度の偏在も多少見えているのかなと思う。準備書や本日の資料にもあったが、割と高いところが偏在している。

環境保全措置には、常に始業前に簡易検知器で測定を行って確認をすると記載されているが、これは必ず実施してほしい。また、必要に応じてガス検知装置や強制排気装置を導入すると記載されているが、満遍なく、きちっと濃度を測るというのはなかなか難しく、1ヶ所だけ高濃度になってしまう可能性もあると思うので、この対策は、しっかりと検討していただきたい。

(委員)

今の質問に関連して、建築時は大体、どのぐらい掘削する予定か。

(事業者)

準備書2-27ページに断面図を示しており、ごみピット部分で地下に10m程度の掘削することを想定している。その他、施設そのものを支えるための杭打ちを行う。柿木台層まで届かないといけないので、16~17mまで基礎を入れることになる。

(委員)

施工も含めて安全対策を検討いただくことが、やはり重要と感じた。

(委員)

動植物の環境保全措置として、敷地内に緑地を作るということで、下限20%、上限40%を目指してということだが、緑地の定義を教えてください。

植生区分をどういった割合で、緑地全体としてどう配分するか、現時点で何か計画があるのであれば教えてください。

(事業者)

現時点では緑化率での縛りでしか示していない。一方、景観計画において、高木植栽等を行って、圧迫感の低減に努めるという考え方を示しているので、一定程度の高木植栽を行っていく。

廃棄物処理施設のため、性能発注という形になり、プラントメーカーやゼネコン等の考え方によって緑化のあり方等が変わってくるので、数字の面で縛って、高木植栽を行うという考え方を示している。

(委員)

この高木植栽に関しては、記載のとおり在来種をできるだけ使うという考えでよいか。

(事業者)

そのとおりである。

(委員)

完成イメージ図が、資料2-2 8ページにあるが、大体周辺に木本を植えて、中は芝生か草本という一般的な形になることが多いのか。

(事業者)

提案によっては変わってくる可能性はあるが、一般的な考え方としてはこのようなものを想定している。